

# 令和5年度環境保全計画書

生活協同組合コープこうべ

## ① 環境保全計画書の記載範囲

生活協同組合コープこうべは、兵庫県下で事業を行っている組織であり、環境の重点取組目標・計画は全体で策定しております。そのため、以下の記載内容はコープこうべ全体の環境に係る取組計画となります。

## ② 環境保全に関する基本方針(基本理念)

当生協では、SDGsの目標年・2030年に向け、環境の取り組みを加速させることを目的に、環境チャレンジ目標を2018年に策定しました。



## ③ 重点取組目標・計画

### ア. チャレンジ1「CO2排出量を半減！」(基準年:2013年度 政府目標の基準年と同一)

既存の取り組みを維持・強化し、2050年度目標「実質排出量ゼロ」に向けた検討を進める。

2023 計画	
1	・「再エネ 100%事業所」はスタート時の 8 事業所を継続。
2	・太陽光の自家発電・自家消費施設として、新事業所（1 か所）の太陽光発電の稼働開始を予定。
3	・KC 東神戸にてEVトラック 1 台を導入検討（下期）。また、住吉事務所のリーフ（3 台）のリース契約を終了（車検満了）し、航続距離の長い新型のリーフ（2 台）に入れ替え。EV車の稼働率向上を目指す。
4	・設備更新の際、省エネ設備への切替えを促進（空調 7 店舗・LED3 店舗・冷ケース 1 店舗を計画）。

## イ. チャレンジ 2「食品廃棄物を半減！」(基準年:2015 年度 SDGs の基準年と同一)

エコファーム残さ回収店舗の拡大、店舗・宅配・食品工場でのロス削減強化により、削減を推進。

2023 計画	
1	・エコファームの食品リサイクルループ（食品残さ回収）のうち、堆肥化業務を外部委託化。回収対象店舗を 16 店舗増加し、合計 65 店舗に拡大。野菜くず、肉脂の他、新たに日配廃棄品を回収対象に加え、食品廃棄物削減・リサイクル率向上を進める。
2	・店舗事業では、①「てまえどり」のさらなる認知向上を目的に、店舗での食品ロスの「見える化」、店内放送、啓発 POP の掲示、コープ委員によるお買物意識調査の取り組みを実施。②「管理期限」の見直しによる供給期間の延長に加え、見切り基準の見直しと点検作業の支援ツールの導入を検討。
3	・エコファームの食品リサイクルループで回収が困難な遠隔地の店舗において、店舗設置型のコンポスト機器を導入し、資源循環に繋がるスキームの構築を検討する。

## ウ. チャレンジ 3「プラスチック使用量を 25%削減！」(基準年:2017 年度)

容器包装や資材における使い捨てプラスチックの削減、学習会対応、広報強化を推進。

2023 計画	
1	・商品の容器包装や店舗・宅配でのプラ資材について、使用量削減策を検討・実施。
2	・畜産/トイ商品の取り扱い品目拡大を予定。
3	・広報・学習会を通じ、「マイバッグ運動NEXT」（「減らす」「増やす」「広める」）の推進強化。

## エ. チャレンジ 4「エシカルな商品やサービスの開発・供給推進！」

エシカルな商品の開発・供給促進、「コープでんき」の普及拡大、リサイクル品の再製品化を推進。

2023 計画	
1	・エシカル強化月間を中心に、エシカルな商品の企画・供給を促進（店舗・宅配・供給政策推進室との連携強化）。
2	・コープでんきの理解を深める為、エコファームのソーラーシェアリングで栽培された野菜プレゼント企画を継続。
3	・店頭回収ペットボトルについて、「ボトル to ボトル」の取り組みを継続。 ・新たに日生協コープ商品の包材原料としての活用を推進。 ・寄付機能付きペットボトル回収機の設置（3 店舗）、寄付金の贈呈（第 2 地区、第 5 地区、大阪北地区）、海洋プラかご（新装開店店舗）の設置を計画。
4	・羽毛の回収・リサイクルについて、店舗での継続実施および宅配での試験導入に着手。

## オ. チャレンジ 5「組合員とともにエシカル消費・活動を拡大！」

エシカル・SDGs に関する取り組みを強化し、リアル・オンライン併用で推進。

2023 計画	
1	エシカルや SDGs に関する講演会・学習会を実施し、地域全体で取り組みを推進。
2	フードドライブ常時受付（全コープ店）継続、店舗・宅配での集中取り組みを年 2 回（9 月・1 月）開催。
3	職員研修ツールとして SDGs 関連映画の視聴・学習企画を開催。

4	食品ロスをテーマとした「語り手学習会（9月）」を開催。組合員・職員と共に普及・啓発を推進。
5	宅配運営部と連携し、古紙めーむ・宅配内袋の返却の呼びかけ強化を実施。回収率向上を促進。
6	「ラジオ関西」にて環境の取り組み（「コープエコのはなし」）を毎月放送（継続）。

#### ④食品工場における公害防止対策に係る計画

##### ア. 目標及び管理目標値

	目 標
大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」、神戸市下水道条例等の法令の規定を遵守する。
下水道法	◆別表2の排水の水質に係わる管理目標値を遵守する。
悪臭防止対策	◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
土壌汚染対策	◆「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。 ◆油及び薬品等の土壌への流出対策。 ◆汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。
産業廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

別表1 ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	硫黄 酸化物	ばいじん [mg/m <sup>3</sup> N]	窒素酸化物 [ppm]平均値
No.5号ガスエンジン 400kwヤンマーEP400	K値1.17以下 総量規制	0.05以下	600以下
No.6号ガスエンジン 400kwヤンマーEP400	K値1.17以下 総量規制	0.05以下	600以下
No.7号ガスエンジン 815kw三菱重工SGP815	K値1.17以下 総量規制	0.05以下	600以下
コガタカンリュウボイラーミウラAI-1000H	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
1号コガタボイラーミウラSQ-3000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
2号コガタボイラーミウラSQ-3000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
3号コガタボイラーミウラSQ-3000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
4号コガタボイラーミウラSQ-2000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
5号コガタボイラーミウラSQ-2000AS	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
58-Z01-A シグマTUG360AN9C	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下
58-Z01-B NHG360AN9A	K値1.17以下 総量規制	0.1以下	150以下

**別表2** 排水に係る水質管理目標値（下水道法）

項 目	管理目標値 [mg/ℓ]	備 考	
		目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)	
（下水道処理場負荷） 準 法 令 排 水 基 礎 設 定 項 目	1 水素イオン濃度（pH）	5.を超え 9未満	一律排水基準値
	2 生物化学的酸素要求量（BOD）	2,000以下	一律排水基準値
	3 浮遊物質（SS）	2,000以下	一律排水基準値
	4 ノルマルヘキサン抽出物質	動植物油 150以下	一律排水基準値
鉱物油 5以下		一律排水基準値	

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目 標 項 目	目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)	
大気汚染対策	ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等）、粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量の把握と排出量削減	◆排煙脱硫・脱硝等、排ガス処理施設の設置によるばい煙等の削減を行う。 ◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、低NO <sub>x</sub> 仕様の機器を採用する。
	ばい煙の排出規制の遵守	◆排ガス処理施設の適正な維持管理に努める。 ◆排出ガス中のばい煙濃度等測定を年2回実施する。目標値の遵守状況を確認する。なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、その旨を関係行政機関に連絡するとともに、適切な措置を講ずる。
水質汚濁防止対策	公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。 ◆瀬戸内海環境保全特別措置法の理念に基づいた下水道法を遵守します
	工場から排出される汚水・油等の汚濁物質の海洋への流出防止	◆油等の汚濁物質、汚水漏洩防止手順書作成。及び教育・訓練
悪臭防止対策	法令等の基準の遵守	◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、排水処理設備、廃棄物処理設備の吸着等の脱臭装置の設置、定期的なろ材の交換を行う。
土壌汚染対策	土壌汚染の未然防止	◆油等の汚濁物質漏洩防止及び薬品管理手順書作成。及び教育・訓練

産業 廃棄物 対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。
	廃棄物の発生抑制・再利用	◆産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、必要に応じ市へ報告を行う。 ◆工程の見直しを行い、廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。 ◆他の事業所(者)との連携を含め、ゼロエミッション構想の実現に向けた調査・研究を推進する。

**別表 3** 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	備考
1	窒素酸化物の濃度及び排出量	2回/年	ボイラー1~5号、ガスエンジン5号、ガスエンジン6号、ガスエンジン7号、ガス吸収式冷凍機A、B、消化ガスボイラー	
2	ばいじんの濃度	1回/年	同上	

**別表 4** 排出水の汚染状態測定計画

注) 当工場は食品工場であるため、有害物質等は使用していないため、測定項目としては免除されている。

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
法令 排水 基準 設定 項目 (生活 環境 項目)	1 水素イオン濃度(pH)	2回/月	放流槽	JIS K 0102 12.1	
		1回/日	放流槽	携帯型測定器	
	2 生物化学的酸素要求量(BOD)	2回/月	同上	JIS K 0102 21	
	3 浮遊物質(S S)	2回/月	同上	環告第59号 付表8	
4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	2回/月	同上	環告第64号 付表4		

以上